

地区公園再整備基本構想策定業務  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本実施要領は、地区公園再整備基本構想策定業務（以下「本業務」という。）の実施にあたり、豊富な専門知識、高度な技術力を有し、円滑な業務運営ができる質の高い事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その実施方法に関する必要事項を定めるものである。

## 2 業務内容

### (1) 業務名

地区公園再整備基本構想策定業務

### (2) 業務場所

柿田公園ほか

### (3) 業務内容

別添「地区公園再整備基本構想策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日（木）まで

### (5) 契約上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

全体 32,000千円

令和6年度 4,000千円

令和7年度 28,000千円

## 3 実施形式

書類審査及びプレゼンテーション審査による公募型プロポーザル方式

## 4 参加資格要件

プロポーザル方式による手続きへの参加を希望する事業者（以下「事業者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (2) 安城市契約規則第5条第3項に基づく入札参加資格者名簿に掲載されていること。
- (3) 公告日から契約締結日までに、安城市から入札参加資格停止措置を受けていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 公告日から契約締結日までに、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付け安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 過去10年以内（平成26年度から令和5年度）に官公庁発注の同種業務（都市公園における基本構想策定業務及び公園整備に伴う住民合意形成業務）において元請としての実績を有すること。

## 5 スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

日程	項目
5月24日（金）	公告日
24日（金）	参加表明書等・質問書受付開始
30日（木）午後5時まで	質問書提出期限
6月 5日（水）午後5時まで	参加表明書等提出期限
10日（月）	参加資格有無通知日
20日（木）午後5時まで	企画提案書等提出期限
7月 1日（月）	企画提案審査（プレゼンテーション）
2日（火）	企画提案審査（予備日）
5日（金）	審査結果通知日
7月下旬	契約締結

## 6 質問書の受付及び回答

質問の受付及び回答方法は次のとおりとする。なお、本実施要領及び仕様書

に関する内容以外の質問は受け付けないこととする。

(1) 提出方法

件名を「地区公園再整備基本構想策定業務に関する質問」とし、別紙「(様式5) 質問書」に必要事項を記入のうえ、公園緑地課のメールアドレスに提出すること。なお、電話又はFAXによる質問は受け付けないこととする。また、メール送信後は、電話にて受信確認を行うこと。

(2) 質問受付期間

令和6年5月24日（金）から令和6年5月30日（木）午後5時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者名を伏せたうえで6月4日（火）までに市公式ウェブサイト（本実施要領が掲載されているページ）に掲載する。

(4) 提出先

安城市都市整備部公園緑地課

メールアドレス：koen@city.anjo.lg.jp

## 7 参加表明書等の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送のいずれかの方法により提出すること。

持参する場合は、土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時までに提出することとし、提出日の前日までに持参日時を電話で連絡すること。

郵送する場合は、書留郵便によるものとし、提出期間内に郵送物の到着確認を電話にて行うこと。

(2) 提出期間

令和6年5月24日（金）から令和6年6月5日（水）午後5時まで

(3) 提出書類

次の書類を各1部提出することとし、市公式ウェブサイト（本実施要領が掲載されているページ）からダウンロードすること。

(ア) (様式1) 参加表明書

(イ) (様式2) 同種業務実績一覧

※業務実績を確認できる書類（契約書等の写し）を添付すること。

(ウ) (様式3) 業務実施体制図

(エ) (様式4) 配置予定技術者の経歴等

※保有資格の証明書類（写し）を添付すること

(4) 提出先

〒446-8501

安城市桜町18番23号

安城市都市整備部公園緑地課公園整備係

持参する場合は、安城市役所北庁舎4階公園緑地課へ提出すること。

持参日時の連絡又は到着確認を行う場合は、0566-71-2244

(直通)に電話すること

(5) 参加資格有無の通知

参加表明書等を提出した事業者には、6月10日（月）付けで参加表明書に記載されたメールアドレスに参加資格の有無を通知する。参加資格要件を満たす事業者には、参加資格通知書を送信し、参加資格要件を満たさない事業者には、その理由を記載した書面を通知する。

## 8 企画提案書等の提出

参加資格通知書にて参加資格を通知された事業者は、企画提案書等を提出することとする。

(1) 提出方法及び提出先

「7 参加表明書等の提出」と同様とする。

(2) 提出期間

令和6年6月10日（月）から令和6年6月20日（木）午後5時まで

(3) 提出書類

次の書類を、各6部提出すること。

提出書類	留意事項
表紙	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 様式は任意。</li><li>・ 業務名、事業者名を記載すること。</li></ul>
企画提案書	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 様式は任意。</li><li>・ 別添「評価基準」について具体的に記載すること。</li><li>・ A4版、カラー印刷とする。</li><li>・ 文字サイズは12ポイントを標準とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。</li></ul>

見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (様式6)にて作成すること。</li> <li>・ 年度毎に作成することとし、積算根拠が分かるよう内訳明細書を添付すること。</li> </ul>
工程表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式は任意。</li> <li>・ 契約締結後から業務完了までのスケジュールについて具体的に記載すること。</li> </ul>

#### (4) 企画提案審査の日程通知

企画提案書等を提出した事業者に対し、企画提案審査の場所、日時等を令和6年6月26日（水）までに参加表明書に記載されたメールアドレスに通知する。

#### (5) 提出資料の取扱い

企画提案書等の作成に要する費用のほか、提案に係る一切の費用は、事業者の負担とする。また、提出された資料は返却しないものとする。

契約を決定した事業者の提案に係る著作権は、安城市に帰属するが、決定されなかった事業者の提案に係る著作権は、事業者に帰属する。

提出資料は、本業務の受注者選定に使用するものとするが、安城市情報公開条例（平成12年12月21日安城市条例第49号）に基づき、公文書の開示請求があった場合は、その一部又は全部を開示する場合がある。

#### (6) 提出書類の無効

次のいずれかに該当する事業者は企画提案審査を行わないこととする。

- (ア) 記載すべき事項の一部又は全部が記載されていない場合
- (イ) 虚偽の内容が記載されている場合
- (ウ) 見積書の金額が契約上限額（税抜き）を超える場合
- (エ) 審査の公平性を害す行為があった場合
- (オ) 本実施要領の条件を満たさない場合
- (カ) その他、著しく信義に反する行為があった場合

### 9 企画提案審査

#### (1) 日時

令和6年7月1日（月）

予備日：令和6年7月2日（火）

午前9時から午後5時のうち発注者が指定する時間

(2) 場所

安城市役所（詳細は後日通知する）

(3) プレゼンテーション時間

準備の時間（5分程度）、説明の時間（20分程度）質疑応答の時間（15分程度）、片付けの時間（5分程度）を含み、45分以内で行うこと。また、事業者多数の場合は時間を変更する場合がある。

(4) 説明者

説明者は3人以内とし、本業務を実際に行う配置予定技術者とする。

(5) 留意事項

(ア) 企画提案審査は、選定委員、事務局職員を除き、非公開で実施する。

(イ) 質疑に対する応答は、企画提案審査内で行うものとし、後の回答はできないものとする。

(ウ) スクリーン、プロジェクター及びケーブル（HDMI）は事務局で用意するが、パソコン、レーザーポインター及び説明用データ等については、必要に応じて事業者が用意すること。

(6) 企画提案審査の中止

台風による災害対応等で企画提案審査が実施できないと判断した時は、企画提案審査を中止することとし、企画提案書等による選考とする。なお、中止する場合は、企画提案審査の前日までに電子メールで連絡する。

(7) 優先交渉権者の選定

(ア) 提出された企画提案書及び企画提案審査の内容について、選定委員が審査する。

(イ) 審査は、別添「評価基準」に基づき行うものとする。

(ウ) 各選定委員の評価点の合計が高い者から順位をつけ、第1位と採点した委員を最も多く獲得した事業者を優先交渉権者、2番目に多く第1位を獲得した事業者を次点者とする。

(エ) 第1位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第2位をより多く獲得した者を優先交渉権者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各選定委員の合計点を集計した点数が高い者を優先交渉権者とする。

(オ) 第1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の合計点が同点である

場合は、見積額の低い者を上位とする。ただし、見積額も同一の場合  
は、選定委員会の採決により選定する。

- (カ) 各項目において、著しく低い点数がある場合は、優先交渉権者、次点  
者とはならないものとする。
- (キ) 事業者が1者の場合であっても企画提案審査を実施し、獲得した点数  
の合計が著しく低い場合又は各項目において著しく低い点数である場合  
を除き、この事業者を優先交渉権者とする。
- (ク) 各選定委員の平均評価点が60点に満たない場合は、優先交渉権者及  
び次点者に選定しない。

#### (8) 審査結果の通知

企画提案審査終了後は、優先交渉権者を市公式ウェブサイト（本実施要  
領が掲載されているページ）で公表するとともに、事業者には電子メールで  
結果を通知する。

### 10 契約の締結

選定委員会が選定した優先交渉権者と契約協議（項目の追加、変更又は  
削除、金額等の変更）を行い、再見積額が契約上限額（税抜き）を超えない  
範囲で業務委託契約（税込み）を締結する。ただし、優先交渉権者として  
選定された者が参加資格要件を満たさなくなったとき、辞退したとき、その他  
契約を締結することができないやむを得ない事由により契約協議が成立し  
ないときは、次点者と契約協議を行うものとする。

### 11 その他

- (1) 審査結果についての異議申し立ては行わないこととする。
- (2) 参加表明書等を提出した後、何らかの理由において辞退する場合は、（様  
式7）辞退届を提出すること。この提出により、今後の業務において、不  
利益な扱いを受けることはない。
- (3) 郵送により書類を提出する場合は、書類の送達等、全ての内容につい  
て、事業者の責任とし、安城市は責任を負わないものとする。
- (4) 再委託は原則禁止とする。ただし、請負業務の一部であって、かつ書面  
により事前に申請し、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

1 2 連絡先

〒446-8501

安城市桜町18番23号

安城市都市整備部公園緑地課公園整備係

電話：0566-71-2244（直通）

メールアドレス：koen@city.anjo.lg.jp